

平成19年9月26日

地球温暖化対策関係府省庁担当官各位

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
中央環境審議会地球環境部会

京都議定書目標達成計画の見直しに向けた追加対策等の検討について（依頼）

本年度末（目途）の「京都議定書目標達成計画」（以下、「目達計画」という。）見直しに向けて、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合は、8月10日に中間報告案をとりまとめたところであり、年末を目途に「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」をとりまとめる予定です。

つきましては、各府省庁におかれては、この中間報告案における審議等を踏まえ、追加対策等の検討をお願いします。別添1の様式（追加・補足資料については様式自由）により、目達計画に盛り込む予定の「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」を提出いただくようお願いします。（記載要領については別添2参照）

様式の提出に当たっては、別添3の担当府省庁の割り振りに従って担当府省庁毎に対策レベルの資料を作成いただくとともに（※）、その他現行目達計画に記載している対策の追加・強化及び各府省庁で新たに検討を頂いている対策について資料の作成をお願いします。

（※）別添3において、自らの府省庁に割り振られていない場合であっても、関連する施策を検討している場合には、資料の作成をお願いします。

（添付資料）

別添1	提出様式
別添2	記載要領
別添3	今後の検討課題（担当省庁割り振り入り）

（提出期限） 10月12日（金）

（ヒアリングについて）

○ ご提出頂いた項目の一部については、合同会合として各府省庁からヒアリングを行いたく、日程等について後日調整させていただきますので協力方をお願いします。

【連絡先】

経済産業省産業技術環境局環境経済室 山澄、利根川
環境省地球環境局地球温暖化対策課 加藤、藤田

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁			
①対策名			
②対策の概要			
③「既存対策の達成に資する 施策の追加・強化」、「排 出削減見込量を深掘りする 既存対策」又は「追加対策」 の別			
④各主体が担う取組			
⑤対策を推進するために国が 実施する（予定の）施策			
⑥排出削減見込量の積算の前 提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの 出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標 及び排出削減量 (2005年度実績)			
⑧-1 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			

⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

記載要領

- 「①対策名」の欄は、別添3の対策毎（別添3の「対策」のくくりが大きすぎる場合は更に細分化しても構いません）、又は現行の京都議定書目標達成計画（以下「目達計画」）の別表1から別表5に記載されている対策と同程度の大きさにくくって記載して下さい。
- 「②対策の概要」の欄は、その概要を簡潔に記載して下さい。
- 「③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別」の欄は、以下のとおり記載して下さい。
 - ・ 現行目達計画上の対策評価指標から変更がなく、制度改正、予算要求、税制改正等の施策の追加により現行対策の達成の蓋然性を高めるもの（排出削減見込量に幅がある場合には最小値を高めるもの） → 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」
 - ・ 現行目達計画上の対策評価指標を深掘りし、排出削減見込量を再設定する既存対策 → 「排出削減見込量を深掘りする既存対策」
 - ・ 現行目達計画に記載がない新たな対策 → 「追加対策」
- 「④各主体が担う取組」の欄は、対策を推進するために、地方公共団体・事業者・消費者等の関係する各主体ごとに、それぞれ具体的に実施することとなる取組を記載して下さい。
- 「⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策」の欄は、実施する（又は実施を予定している）制度改正、予算要求、税制改正等の施策を記載して下さい。また、施策のスケジュールも記載して下さい。
- 「⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式」の欄は、エネルギー起源 CO2 については、各種指標等からエネルギー削減量を求め、これに CO2 排出原単位を乗じることにより CO2 排出削減見込量を計算して下さい。また、エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガスについては、活動量と排出係数を用いて対策を実施した場合と対策を実施しない場合の差から排出削減見込量（CO2 換算）を計算して下さい。
- ⑥の積算に用いた各種指標等の出所を「⑦積算の前提としたデータの出所等」の欄に記載して下さい。
- 「⑧対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）」の欄は、対策の評価に用いる指標、省エネ又は新エネの量及び対策により削減されている CO2 の排出削減量の2005年度の実績を記載して下さい。なお、「省エネ/新エネ量」については、エネルギー起源 CO2 以外の削減対策の場合は記入は不要です。

- 「⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）」～「⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）」の欄は、対策の導入目標量など、対策の評価に用いる指標の見込みを2008年度から2012年度まで記載して下さい（各年度の記載が難しい場合であっても2010年度については必ず記載して下さい）。また、対策による排出削減見込量を2008年度から2012年度まで二酸化炭素換算トン（t-CO₂）で記載して下さい（各年度の記載が難しい場合であっても2010年度については必ず記載して下さい（自主行動計画については、各年度の記載が難しい場合、2008年度から2012年度までの平均値を2010年度の欄に記入して下さい）。また、対策評価指標等の見込に幅がある場合には幅をもった値（最小値～最大値）で記入して下さい。）。

- 「⑨対策を実施するために要するコスト」の欄は、各々の対策を実施するために必要な直接的コスト（所要予算額等）、間接的コスト（対策を実施することで社会的に失われる逸失利益等）について、可能な範囲で記載してください。

今後の検討課題

(1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策

対策	検討課題	担当省庁
①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策		
<分野横断的事項>		
自主行動計画の推進	遅くとも本年10月中までに以下の具体的取組を実施すべき ○未策定業種に対する自主行動計画の策定の働きかけ促進 (ぱちんこ、ゲームセンター、信用組合、信用金庫、証券、学校、病院、情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞) ○定性的目標の定量化等の促進 (生保、通信、放送、外食、倉庫、バス、タクシー、港運、舟艇) ○政府による厳格なフォローアップの実施 (銀行、生保、損保、ビール酒造、たばこ製造、製薬、生協、LPガス、商社) ○目標引き上げの促進 (食品製造、化学、石油、セメント、トラック、住宅生産) ○目標となる水準を現時点(直近年度)で未達成の業種は、今後の対策内容とその効果(京都メカニズムの活用を含む。)を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組促進 ○CO2排出量についても併せて目標指標とするよう検討促進 ○経団連加盟業種・会員企業による民生・運輸部門への業種横断的な取組促進	警察庁・金融庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省 金融庁・総務省・農林水産省・国土交通省 金融庁・財務省・厚生労働省・経済産業省 農林水産省・経済産業省・国土交通省 金融庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省 上記全府省 経済産業省
算定・報告・公表制度	○電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、電気事業者ごとのCO2排出係数に反映させる方策の検討	経済産業省・環境省
都市構造・地域構造の見直し	○街区レベルや地区レベルで複数の建築物が連携したエネルギーの面的利用の促進 ○上下水道の有する資源・エネルギーの効率的利用の促進 ○公共交通が中心となる集約型都市構造の実現	経済産業省・国土交通省 厚生労働省・国土交通省 国土交通省
公的機関の排出削減	○国の施設の政府実行計画及び各省の実施計画を通じた排出削減の推進 ○地方公共団体における計画策定を始めとする排出削減の促進(公立小・中・高校の排出削減を含む)	全府省 総務省・文部科学省・環境省
地域の取組の強化	○地方公共団体について、各地域の創意工夫を生かした先進的な取組が促進されるための措置の実施(一定規模以上の自治体の温暖化対策に係る地域計画(推進計画)の策定を法的に明確に位置付け、地域における実効ある取組を推進する枠組みを整備) ○都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用	環境省 環境省